

議 第 273 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 1 項又は」を「同項又は」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（準用）

第 6 条の 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、水前寺運動公園の自転車競技場について準用する。

別表第 2 中

「		「
920 円		830 円
1,400 円		1,300 円
1,900 円		1,700 円
920 円	を	830 円
8 円		7 円
5 円		4 円
1,600 円		1,500 円

4 9 0 円	4 4 0 円
1, 6 0 0 円	1, 5 0 0 円
1, 6 0 0 円	1, 5 0 0 円
7 7 円	1 1 0 円

」

に、

1, 3 0 0 円	1, 2 0 0 円
1, 6 0 0 円	1, 5 0 0 円
7 7 0 円	1, 1 0 0 円
7 7 0 円	1, 1 0 0 円

を

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して公園を占有している物件について、新条例別表第2の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市都市公園条例別表第2の規定により算定した使用料の額
- (2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した使用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(提出理由)

都市公園の占有に係る使用料の額につき、道路の占有料に準じて改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
（行為の制限） 第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （1） 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 （2） 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。 （3） 興行を行うこと。 （4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 （5） バーベキュー等を行うため火気を使用すること。 2 【略】 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、<u>同項又は</u>前項の許可を与えることができる。 5 【略】 （有料公園及び有料公園施設） 第6条 【略】 2 有料公園又は有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。 <u>（準用）</u> <u>第6条の2 前条第2項及び第3項の規定は、水前寺運動公園の自転車競技場について準用する。</u> （使用料） 第10条 【略】 2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。 3・4 【略】					（行為の制限） 第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （1） 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 （2） 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。 （3） 興行を行うこと。 （4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 （5） バーベキュー等を行うため火気を使用すること。 2 【略】 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、<u>第1項又は</u>前項の許可を与えることができる。 5 【略】 （有料公園及び有料公園施設） 第6条 【略】 2 有料公園又は有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。 <u>【新設】</u> （使用料） 第10条 【略】 2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。 3・4 【略】				
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）				
占有物件の種類			使用料		占有物件の種類			使用料	
			単位	金額				単位	金額
電柱類	本柱	第1種	1本1年につき	830円	電柱類	本柱	第1種	1本1年につき	920円
		第2種		1,300円			第2種		1,400円
		第3種		1,700円			第3種		1,900円
	支線、支柱その			830円		支線、支柱その			920円

	他これらに類するもの		
共架電線その他これらに類するもの	1メートル1年につき		<u>7円</u>
地下電線その他地下に設ける線類			<u>4円</u>
変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの	1平方メートル1年につき		<u>1,500円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートル1年につき		<u>440円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル1年につき		<u>1,500円</u>
郵便差出箱及び公衆電話所	1平方メートル1年につき		<u>1,500円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき		<u>110円</u>
市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	1平方メートル1日につき		1,600円
標識	1本1年につき		<u>1,200円</u>
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル1年につき		<u>1,500円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1平方メートル1月につき		<u>1,100円</u>
その他の占用物件	1平方メートル1月につき		<u>1,100円</u>
備考			
1～6 【略】			

附 則
(施行期日)

	他これらに類するもの		
共架電線その他これらに類するもの	1メートル1年につき		<u>8円</u>
地下電線その他地下に設ける線類			<u>5円</u>
変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの	1平方メートル1年につき		<u>1,600円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートル1年につき		<u>490円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル1年につき		<u>1,600円</u>
郵便差出箱及び公衆電話所	1平方メートル1年につき		<u>1,600円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき		<u>77円</u>
市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	1平方メートル1日につき		1,600円
標識	1本1年につき		<u>1,300円</u>
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル1年につき		<u>1,600円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1平方メートル1月につき		<u>770円</u>
その他の占用物件	1平方メートル1月につき		<u>770円</u>
備考			
1～6 【略】			

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の熊本市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して公園を占有している物件について、新条例別表第2の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1. 2を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
 - (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市都市公園条例別表第2の規定により算定した使用料の額
 - (2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した使用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。